

平成 20 年度工場・事業場立入検査結果  
(行政検査)

大気環境科

大気汚染防止法の規定に基づき、ばい煙発生施設設置工場・事業場の立入検査を実施し、硫黄酸化物 4 施設、窒素酸化物 4 施設、ばいじん 7 施設の調査を行ったほ

か、3 事業場の塩化水素を調査したが、排出基準違反はなかった。

県公害防止条例に基づく立入検査については、3 工場の塩素及び硫化水素を調査したが、排出基準違反はなかった。

また、大気汚染防止法の改正に伴う VOC 排出施設設置工場・事業場の立入検査については、4 事業場を調査したが、いずれも排出基準違反はなかった。

平成 20 年度工場・事業場立入検査結果

法・条例の区分 項目	大 気 汚 染 防 止 法				県公害防止条例	
	硫黄酸化物	窒素酸化物	ばいじん	塩化水素	塩 素	硫化水素
調査工場数(件数)	4(4)	4(4)	7(7)	3(3)	2(8)	1(2)

平成 20 年度工場・事業場立入検査結果  
(県行政検査)

水質環境科

水質汚濁防止法及び愛媛県公害防止条例等に基づ

く工場・事業場の立入検査を保健所と合同で次表のとおり実施した。

なお、立入検査を実施した延べ 404 の工場・事業場の排水水のうち 3 工場・事業場において、排水基準超過を確認したので、保健所と連携して水質改善を指導した。

平成 20 年度工場・事業場立入検査結果

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計				
立入工場 事業場数	法 対 象	1	19	72	67	34	30	39	24	32	4	1	0	323				
	条例対象	0	0	8	21	6	5	15	7	4	7	1	0	74				
	未規制等	0	0	1	0	0	1	1	1	1	1	1	0	7				
	合 計	1	19	81	88	40	36	55	32	37	12	3	0	404				
検 査 項 目		人の健康の保護に関する項目(27 項目) カドミウム, 全シアン, 有機リン, 鉛, 六価クロム, ヒ素, 総水銀, アルキル水銀, PCB, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2 - ジクロロエタン, 1,1 - ジクロロエチレン, シス - 1,2 - ジクロロエチレン, 1,1,1 - トリクロロエタン, 1,1,2 - トリクロロエタン, 1,3 - ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン, ホウ素, フッ素及びアンモニア・亜硝酸・硝酸 生活環境の保全に関する項目(13 項目) 水素イオン濃度, 生物化学的酸素要求量, 化学的酸素要求量, 浮遊物質量, ノルマルヘキササン抽出物質, フェノール類, 銅, 亜鉛, 溶解性鉄, 溶解性マンガン, 全クロム, 全窒素及び全リン その他項目(2 項目) ニッケル及びアンチモン																
検 査 件 数		人の健康の保護に関する項目								332 件		生活環境の保全に関する項目					1320 件	
												その他項目					12 件	